

「障害者権利条約第1回日本政府（日本語仮訳）」に対する意見
氏名一般社団法人全国知的障害者施設家族連合会
住所神戸市中央区橘通3-4-1
電話番号078-371-3930
ファクシミリ番号 078-371-3931
電子メールアドレス h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

意見

障害者権利条約は、全ての障害のある人があらゆる人権と自由の十分かつ平等な享受を促進し、保護し、保障すること、および彼らの固有の尊厳の尊重を促進することにあります。しかし、わが国の成年後見制度についての政府報告は民法の規定であり、これでは不十分です。

法律の前にひとしく認められる権利(第12条)である「支援付意思決定とは」、権利は他の人に委譲できるものではないということです。障害のある人が自身の権利を完全に享受できるということです。よって支援つき意思決定は、成年後見制度に取って代ることを意図したものであります。現存の成年後見制度が障害のある人の部分的なまたは全面的無能を進めているものとなっていますが、同条では障害のある人の権利について明確に「他の人と同じ法的能力」を享受するとあります。意思決定能力があることを前提にして、誰がどのような仕組みで支援するのか基本法が必要であるとともに成年後見制度は廃止すべきです。

また、障害支援区分により、支援給付費が制限され、いうならば、生きていくための糧を制限され、法律の前にひとしく認められる権利が侵害されています。障害支援区分（程度区分）を廃止することを明記してください。

障害者総合支援法は、知的障害者の支援を日中と夜間の時間帯に2分化しています。昼夜分離することなく24時間切れ目のない一貫した支援が生涯にわたり受けられることが大切です。従ってこの区分は廃止すべきです。在宅、グループホームの利用者も24時間切れ目のない支援を必要とする人がいます。訪問支援などに定められている時間制限は廃止し、必要な人に必要なだけ給付すべきです。